

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 3 1 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 保 育 所 ・ 認 定 こ ど も 園 等 主 管 課 御 中
中 核 市

こども家庭庁成育局成育基盤企画課

保育所、認定こども園等におけるこどもの権利や意見の尊重の
一層の推進について

この度、令和 6 年度子ども・子育て支援等推進調査研究において、保育所や認定こども園等におけるこどもの意見や思い、考えの尊重に関する、実践上の配慮や工夫等の実態の把握等の調査研究を実施し、別添のとおり事例集を取りまとめました。

各保育所、認定こども園等において、本事例集も参考にしつつ、下記について改めて確認いただき、こどもの意見や思い、考えを尊重した保育が一層進められるよう、管内市区町村並びに各保育所、認定こども園等に対して周知をお願いします。

なお、本事例集は、幼稚園を含め、乳幼児が利用する施設で幅広く参考になるものと考えますので、可能な限り、保育所や認定こども園以外のそうした施設にも併せて周知いただくようお願いします。

記

- こどもの権利やその意見の尊重については、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 1 条において、児童の権利に関する条約の理念を踏まえて、こどもを権利の主体として位置付ける児童福祉の理念が明確化されるなどしていること。
- 令和 5 年 4 月に施行されたこども基本法（令和 4 年法律第 77 号）第 3 条において、こども施策の基本理念として、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。」等が規定されていること。
- 令和 5 年 12 月に策定された「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの 100 か月の育ちビジョン）」においては、こども基本法の目的や理念をもとに、「こどもの誕生前から幼児期まで」の特徴を踏まえた整理がなされ、それらの重要性が示されていること。

- 保育所や認定こども園等においては、こうした児童福祉法やこども基本法の理念等に基づき、こどもの最善の利益を優先して考慮して保育を行うことが求められること。
- 保育所や認定こども園等については、保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領においてこどもの人権に配慮して保育を行うことを確認しているとともに、例えば、保育所保育指針では「Ⅰ 保育所保育に関する基本原則」の「(3) 保育の方法」の中で「子どもが自発的・意欲的に関わられるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にすること。」等と、幼保連携型認定こども園教育・保育要領では「第3 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項」の中で「保育教諭等との信頼関係を基盤に、園児一人一人が主体的に活動し、自発性や探索意欲などを高めるとともに、自分への自信をもつことができるよう成長の過程を見守り、適切に働き掛けること。」等と規定しているところであり、各園においては、こどもの権利やその意見の尊重を踏まえた保育が行われている。
- 今回の調査研究においても、多くの保育所や認定こども園等において、こどもの意見や思い、考えを尊重することを意識して保育を行っていることが確認されたところ。一方で、こどもが思いや考えを表現できるよう、こども同士やこどもと保育者の対話の時間を設けることや、こどもが主体的に活動や行事を企画し、協力して達成する経験の場を設けることなど、こどもが主体的に意見や思い、考えを表すようにする工夫については、関連するその他の工夫に比べて相対的に課題が見られたところであり、より一層の工夫が期待されること。また、こどもの権利について改めて職員間で話し合ったり、こどもに権利の主体であることを積極的に伝えたりすることについても、より一層の取組が期待されること。

(参考) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

- 第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。
- 第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。
- ② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
 - ③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

(参考) こども基本法 (令和4年法律第77号) (抄)

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるときともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるときともに、教育基本法 (平成十八年法律第百二十号) の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(参考) 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン (はじめの100か月の育ちビジョン) (令和5年12月閣議決定) (抄)

1. はじめの100か月の育ちビジョンを策定する目的と意義

・ こども基本法の理念

(こども基本法について)

○こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な法律として、令和4年6月に成立し、翌年4月に施行された。

○同法は、こどもと日常的に関わる機会がない人も含めた全ての国民に対して、こども施策への関心と理解を深める努力等を求めている。こども基本法の目的や理念にのっとり策定する本ビジョンにおいても、その理念は、国民的な議論を経て定められたこども基本法の目的や理念をもとに、本ビジョンの対

象時期である「こどもの誕生前から幼児期まで」の特徴を踏まえ、整理する。
(乳幼児の思いや願い)

○本ビジョンの対象である乳幼児は、例えば、[安心したい]、[満たされたい]、[関わってみたい]、[遊びたい]、[認められたい]といった思いや願いを持ちながら、身近な人や周囲の環境（社会）との応答的な関係等の中で心身の発達を図り、生涯にわたるウェルビーイングの基盤を築いているといった特徴を有する。本ビジョンにおいては、乳幼児は上記のような思いや願いを持っているということを前提に整理を行った。

(こども基本法にのっとった理念)

(1) 全てのこどもが一人一人個人として、その多様性が尊重され、差別されず、権利が保障されている

全てのこどもが、生まれながらにして権利を持っている存在として、いかなる理由でも不当な差別的取扱いを受けることがなく、一人一人の多様性が尊重されている。(こども基本法第3条第1号関係)

(2) 全てのこどもが安全・安心に生きることができ、育ちの質が保障されている

どのような環境に生まれ育っても、心身・社会的にどのような状況であっても、全てのこどもの生命・栄養状態を含めた健康・衣食住が安全・安心に守られ、こども同士つながり合う中で、ひとしく健やかに育ち・育ち合い、学ぶ機会とそれらの質が保障されている。(こども基本法第3条第2号関係)

(3) こどもの思いや願いが受け止められ、主体性が大事にされている

乳幼児期のこどもの意思は多様な形で表れる。こどもの年齢及び発達の程度に応じて、言葉だけでなく、表情や行動など様々な形でこどもが発する声や、声なき声が聴かれ、思いや願いが受け止められ、その主体性が大事にされ、こどもの今と未来を見据えて「こどもにとって最も善いことは何か」が考慮されている。(こども基本法第3条第3号及び第4号関係)

(4) 子育てをする人がこどもの成長の喜びを実感でき、それを支える社会もこどもの誕生、成長と一緒に喜び合える

身近な保護者・養育者が、社会とつながり合い、社会に支えられ、安心と喜びを感じて子育てを行うことがこどものより良い育ちにとって重要である。保護者・養育者が、子育ての様々な状況を社会と安心して共有することができ、社会に十分支えられているからこそ、こどもの誕生、成長の喜びを実感することができ、社会もそれを一緒に喜び合うことができる。

(こども基本法第3条第5号及び第6号関係)

※調査研究の報告書については、今後、下記ホームページに掲載する予定であるので、適宜、活用いただきたいこと。

<https://www.cfa.go.jp/policies/kosodatehien/chousa/suishinchosa/>